

松田事務所ニュース

松田社労士事務所
 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-5F
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
 E-Mail: matsuda@matsuda-syaroushi.com
 ◆労働・社会保険関係事務・相談 ◆人事・労務管理の相談
 ◆就業規則、賃金規程等の作成・改訂 ◆給与計算代行業務

アルバイトからみた「働きたい業種」「応募時に重視すること」

採用コンサルティング会社の株式会社ツナグ・ソリューションズが実施した「アルバイト人気ブランドランキング2013年版」(過去3年以内にアルバイト・パート経験のある15～59歳の男女5,483人が調査対象)の結果が発表されました。この調査によれば「働いてみたい業種」の上位は、下記の結果となりました。

- (1) 小売
- (2) アパレル
- (3) アミューズメント
- (4) カフェ
- (5) スーパーマーケット
- (6) ファストフード
- (7) ファミリーレストラン

また、「働いてみたいブランド」としては、東京ディズニーランド、無印良品、イオン、TSUTAYA、セブン-イレブン、ローソン、スターバックスコーヒー等が挙がっており、普段の生活で身近にあり、自ら好んで利用しているブランドがアルバイト先としても人気が高いようです。

アルバイトに応募する際に重視する項目として、上位から(1)「距離が近い」(女性でも1位)、(2)「シフトが都合に合う」(男性では1位)、(3)「仕事内容が魅力的」、(4)「給与が高い」、(5)「長期間にわたって働ける」、(6)「短時間で働ける」と続きました。

「給与」や「仕事内容」だけが重視されているわけではないようです。採用面接時の企業(面接担当者)に対する悪印象として、「担当者が遅刻した」、「担当者が不在だった」、「担当者の態度が横柄だった」、「バックルームが汚かった」、「店長の無駄話が長かった」等が挙げられています。

仮にこのような印象を持った人がアルバイトとして入社できなかった場合(入社を希望しなかった場合もあり)であっても、その後も「会社のお客さん」としての立場が続く可能性が高いわけです。ですから、アルバイトの面接だからといって決して気を抜いてはならず、「会社や社員が応募者に見られている」という意識を持って真剣に面接に臨まなければなりません。

平成27年度就活解禁！今年の動向は？

12月1日、いよいよ平成27年春に卒業予定学生の就職・採用活動が解禁になりました。現在、中堅・中小企業の採用のスタンダードとなりつつある『リクナビ』の掲載状況を見ると、掲載社数は12月1日時点で前年比26%増の9,237社。

特に中堅・中小企業の掲載数の増加が目立っており、企業の採用担当者や大学のキャリアセンターなどの多くは「企業の採用意欲が高まっている」と見ているようです。

なお、今の大学2年生(平成28年春卒業)の代からは、就職・採用活動の解禁は3年生の3月となることとなっており、面接などの選考開始は現在の「4年生の4月」から「4年生の8月」に後ろ倒しされる予定です。

しかし、これは決して、「企業の採用基準が緩和される」ということではありません。

「採用計画数を下回ったとしても、採用基準は下げず、基準を満たした学生しか選ばない」という採用担当者の声も多く、やはり「狭き門」であることには違いありません。

また、最近の流れとして、「新卒でも即戦力を！」という意思表示を明確にする企業が増えていますが、今年もその流れは変わっていません。

そうした流れを受けて、正規授業で、電話の取次ぎやアポイントの入れ方、商談の進め方といった営業のノウハウを教える(単位を与える)大学も増えていきます。このあたりの能力を備えているかどうか大きな判断材料の1つとなることが想定されています。

知っていますか？ビジネスを円滑にする『アンガーマネジメント』

やるべきことがあるのに、イライラして集中できない」「上司に理不尽なことを言われて腹が立った」「怒らなくてもよい場面での声を荒げてしまった」「怒りに任せた行動で信頼を失ってしまった」……

職場では、「イライラ」や「怒り」といった感情にまつわる問題が数多くあるもの。しかし、こうした感情に適切に対処できなければ、組織内で不要な軋轢・衝突を引き起こし、生産性を大きく下げる結果にもなりかねません。

そこで最近、そんな負の感情をマネジメントするスキルが注目を集めています。その名も、『アンガーマネジメント』。研修に取り入れる企業も増えていますが、どういったものか、ご存じですか？

一般社団法人 日本アンガーマネジメント協会によれば、『アンガーマネジメント』とは、自分自身の「怒り」を理解してコントロールすること。具体的には、自分の怒りの性質や傾向を知り、一呼吸置くなどして感情を制御することです。

「イライラ」や「怒り」を爆発させる前に、いったん立ち止まることで、多くのトラブルは避けることができるそうです。

「怒り」をコントロールできるようになると、人間関係が良好になり、仕事の効率も上がるなど、「怒り」のプラスへの変換、良い循環が生まれることが期待できます。

また、パワハラなどを意識して叱ることができない上司や、叱られることに慣れていない部下が増えている中で、コミュニケーション促進やストレス対策にも役立ちます。

企業において、多くの場面で“使える”スキルと言えるのではないのでしょうか。

知得情報! **助成金情報 ~ 第29回 キャリア形成促進助成金**

②成長分野等人材育成コース~

Q1. どんな会社が利用できるの?

A1. 成長が期待できる健康、環境等の重点分野※の業務を行う従業員を育成するための訓練を実施する事業主が利用できます。

※対象分野には、医療・介護、情報通信業、運輸業・郵便業などが含まれます。

Q2. 対象となる労働者とは? A2. 雇用保険の被保険者です。

Q3. どんな訓練が対象? A3. 基本要件は以下のとおりです。

・Off-JTにより実施され、助成対象訓練時間が20時間以上であること

Q4. どんな内容の給付金?

A4. Off-JTの経費助成: 訓練に要した経費の1/2※訓練時間により上限有。

Off-JTの賃金助成: 受講者1人1時間当たり800円

※1人当たりの賃金助成時間数は、1コースにつき原則1200時間が限度です。

★上記給付金を検討されている場合はぜひご相談下さい。

実施要件、支給要件等の詳細につきまして、ご案内させていただきます。

1月の主な税務と労務手続き

- 10日 ・源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 ※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、25年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ・労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 20日 ・特例による源泉徴収税額の納付<前年7月~12月分> [郵便局または銀行]
- 31日 ・法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- ・給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- ・固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- ・個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- ・労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署]
- ・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ・日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ・労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所])

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- ・本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

行列のできる人事労務相談所

「インフルエンザ流行」に備えて
職場でできる予防策

Q. 今年もインフルエンザが騒がれる季節になりましたが、職場での予防策として何が効果的でしょうか?

A. 国立感染症研究所が公表している「インフルエンザ流行レベルマップ」(12月4日現在)によれば、佐賀県、鹿児島県、岩手県、沖縄県、北海道、大分県、山口県ではすでに流行期に入っており、41都府県で前の週よりも患者が増加しています。

2012年は12月21日に全国で流行期入りしていたことから、そろそろ今年も本格的に対策に取り組む時期を迎えています。

楽天リサーチが行ったインターネット調査によれば、20代から60代までの男女計500人にインフルエンザの予防接種を受けるかどうか質問したところ、「受けない(受けない予定)」との回答が47.8%で、「すでに受けた、受ける(予定)」の35.0%を上回りました。

性年代別に見ると、最も多く「受けない(受けない予定)」と回答したのは男性では30代(56%)、女性では50代(64%)との結果でした。

受けない理由については、男性では「時間がないから」、女性では「受けてもインフルエンザにかかることがあるから」と回答する傾向が見られました。

予防対策として真っ先に頭に浮かぶのは「うがい」や「手洗い」ですが、見過ごされがちなのが手や指を介した「接触感染」です。これは、くしゃみやせきを押さえた手を洗わずに物を触ったりすることで起こります。

WTO(世界保健機関)の調査によれば、2002年に中国で流行したSARS(新型肺炎)も、主要な感染ルートの1つは不特定多数の人が触るエレベータのボタンや電車や地下鉄のつり革だったそうです。

会議の席で書類を回し読みしたり、パソコンを複数の人でシェアしたりして、書類やキーボードを触ることで感染するリスクがあることから、このような行為はなるべく控えたほうがよいと言えるでしょう。

編集後記

厚生労働省から平成25年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果が公表されました。

これによりますと、平成25年中に、「基本給などの所定内賃金を引き上げた(又は引き上げる予定)の企業の割合」、「定期昇給を行った(又は行う予定)の企業の割合」などが、昨年よりも増加したとのこと。また、1人平均賃金(※)の改定額は4,375円(前年4,036円)、改定率は1.5%(同1.4%)で、いずれも昨年を上回ったとのこと。この調査の対象となったのは、常用労働者100人以上の企業で、景気の回復は、大企業→中堅企業→中小企業という順番になるといいますので、まだ景気の良さを実感できていない企業も多いかもしれません。しかし、採用の場面などでは、「他社との比較」という視点も欠かせませんので、自社の賃金水準については再確認が必要ではないでしょうか。



松田 法子